名称:「水処理装置」事件
審決取消請求事件
知財高裁:平成22年(行ケ)10237号　　判決日:平成23年3月17日
判決:請求認容
特許法29条2項
キーワード：進歩性、発明の認定の誤り、一致点の認定の誤り、相違点の認定判断の誤り

［概要］
補正を却下した上で進歩性がないと判断した拒絶審決に対して、原告が、発明の認定の誤り及び一致点の認定の誤り（取消事由１）、及び、相違点２の認定判断の誤り（取消事由２）を争った結果、いずれの取消事由についても理由があると判断され、審決が取り消された。

［特許請求の範囲］
【請求項１】（補正後）
上部に被処理水の供給口，下部に排出口が設けてある圧力容器（水の超臨界状態及び亜臨界状態における水熱反応用の容器を除く）と，前記圧力容器の供給口には被処理水を供給する管路が接続してあり，この管路にはオゾン発生装置が連結してあるエジェクターが設けてあり，前記圧力容器内部には供給口に連結した噴霧装置が設けてある水処理装置。

［争点］
取消事由１：発明の認定の誤り及び一致点の認定の誤り
取消事由２：相違点２の認定判断の誤り

［原告の主張］
（１）取消事由１について
・本願発明は，オゾン酸化作用を利用するものでオゾンの圧力を高めて溶解量を多くするために圧力容器を使用するものであるのに対し，引用発明は，超臨界又は亜臨界水の酸化作用や加水分解作用を利用するものであり，有機物を分解する化学反応メカニズムが別異のものであり，技術分野が異なることは明白である。また，オゾンは常温で酸素に分解することが知られており（甲１２），わざわざ高温状態にしてオゾン量を減少させることは，水処理装置の能力を低下させ，本願発明の目的に合致しないものであり，本願発明において反応系を高温にするということはあり得ないことである。さらに，本願発明は，汚染水を浄化するための水処理装置であり，汚染物をオゾンで効率的に分解するにどのようにしたらよいかを出発点とするものであるのに対し，引用発明は，水の亜臨界状態で水熱反応を行うためのものであり，水熱反応装置の水は処理対象ではないから，水処理と無関係であることは化学の知識を有する者には自明である。
（２）取消事由２について
・本件審決の相違点２の判断は，水熱処理を正確に理解しておらず，亜臨界状態近くの高温高圧状態までをも本願発明が含んでいたと，技術常識に反して拡大解釈をしており，誤りである。

［被告の主張］
（１）取消事由１について
・化学装置は，その用途に応じて種々の反応条件の下で使用されるものであるから，化学反応メカニズムが異なれば直ちに化学装置が相違するとは限らない。すなわち，化学反応メカニズムに関連して化学装置が特有の構造を有する場合は，その構造に対応する装置構成が発明特定事項として記載されるところ，本願発明の請求項１には，酸化剤としてオゾンを使用すること以外は，圧力や温度等化学反応メカニズムに必要とされる事項が発明特定事項とし

て記載されていない。このような本願発明の装置構成を引用発明と対比した場合，化学反応メカニズムの同一性が本件審決の一致点の認定を左右するとは考えにくい。

（２）取消事由２について

・引用発明の処理装置が適用される温度圧力条件としては，「超臨界又は亜臨界状態」のような高温高圧の範囲に限られることなく，「１００℃以上」の範囲も可能となることから，水熱反応の条件を満たす，亜臨界状態以下の圧力・温度条件下で引用発明を当業者が試みることを妨げる特段の事情を見いだすことはできない。そして，本願発明の処理装置は，オゾン酸化により水処理を行うものであるが，本願発明には圧力温度条件を特定する事項は記載されておらず，高温高圧状態で使用することは特に排除されていないのであるから，処理内容が「水熱処理」に特定された引用発明の処理装置を，「水処理」の用途に適用することに格別の困難性はない。

［裁判所の判断］

（１）取消事由１について

・本願発明の「水処理装置」は，被処理水を処理する装置であって，水は処理の対象であるのに対し（【０００１】【０００６】），引用発明の「水熱反応装置」は，水熱反応を行う装置であって，水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり，水自体は処理の対象とはいえない（【０００３】【０００９】【００１０】）。

・本願発明の「水処理装置」と，引用発明の「水熱反応装置」とを対比すると，本願発明が，従来技術として，オゾンを用いた圧力容器内圧の限界は０．３ＭＰａ（３kg／cm²）であるという前提の下，エジェクターを用いて，被処理水を０．６ＭＰａの圧力でオゾン発生装置からのオゾンガスと混合し，従来の２倍以上の圧力をかけることが可能となり，ヘンリーの法則により，オゾンガスを２倍以上溶解させることができ，結果として効率が劇的に向上させたもので，圧力容器内は０．４ＭＰａになるまで内圧を上昇させ，維持させたと記載しているのに対し（【０００５】【００１３】），引用発明では，温度に依存するが，少なくとも２．５ＭＰａ以上の状態で水熱反応を行う反応容器内によるものである（【０００８】）。

・温度の観点からみても，本願発明において，圧力容器内の温度上昇に関する本願明細書の記載はなく，実施例でも被処理水の水温が１２℃とされているのに対し（【００１２】），引用発明では，３７４℃以上の超臨界状態又は３７４℃以下であっても臨界点に近い高温高圧状態をいうと定義されている（【０００８】）。

・よって，引用発明の「水熱反応装置」は，水熱反応処理を行うから，本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通するということができるとした本件審決の一致点の認定には，誤りがある。

（２）取消事由２について

・引用発明においては，超臨界状態又は亜臨界状態の高温高圧の水の存在下に被反応物を酸化反応等させる水熱反応が前提となっているのであるから，引用発明に基づき，０．４ＭＰａ程度の容器内圧で処理を行う本願発明の「水処理装置」に想到することは，引用発明の前提を変更することになり，当業者が容易に想到し得るとはいえない。また，高温高圧で使用することを前提としている引用発明の耐圧容器は，本願発明の圧力容器とは異なるものであるから，オゾンを使用していることから高温にすることは示唆されているとはいえず，相違点２を容易に想到することはできない。

［コメント］

本願及び引用例は、いずれも「水，廃水または下水の処理」に関する技術（ＩＰＣ類似）であるが、具体的な記載内容に基づいて、技術分野が異なると判断されている点が参考になる。

本願

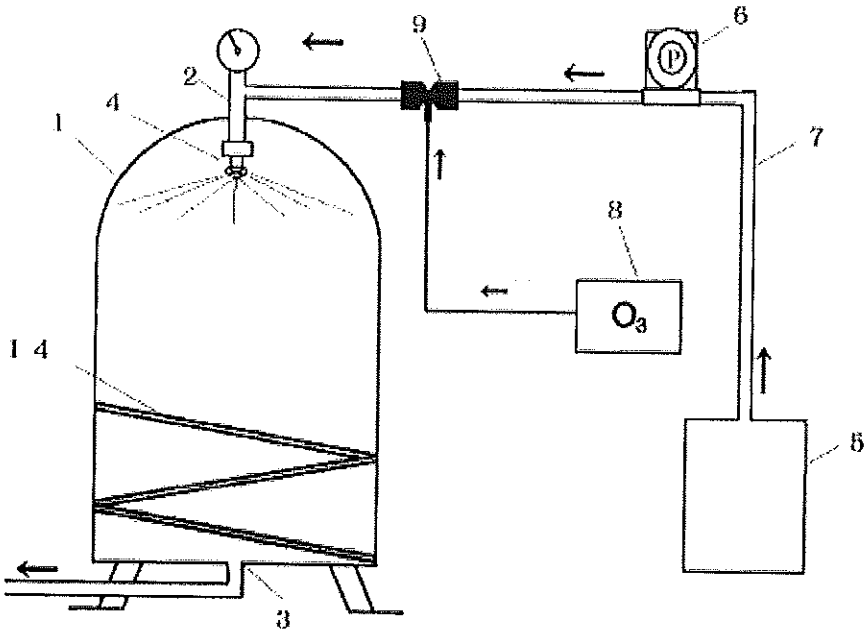
1
2
3
4
5
6
7
8
9
14
O3

引用例

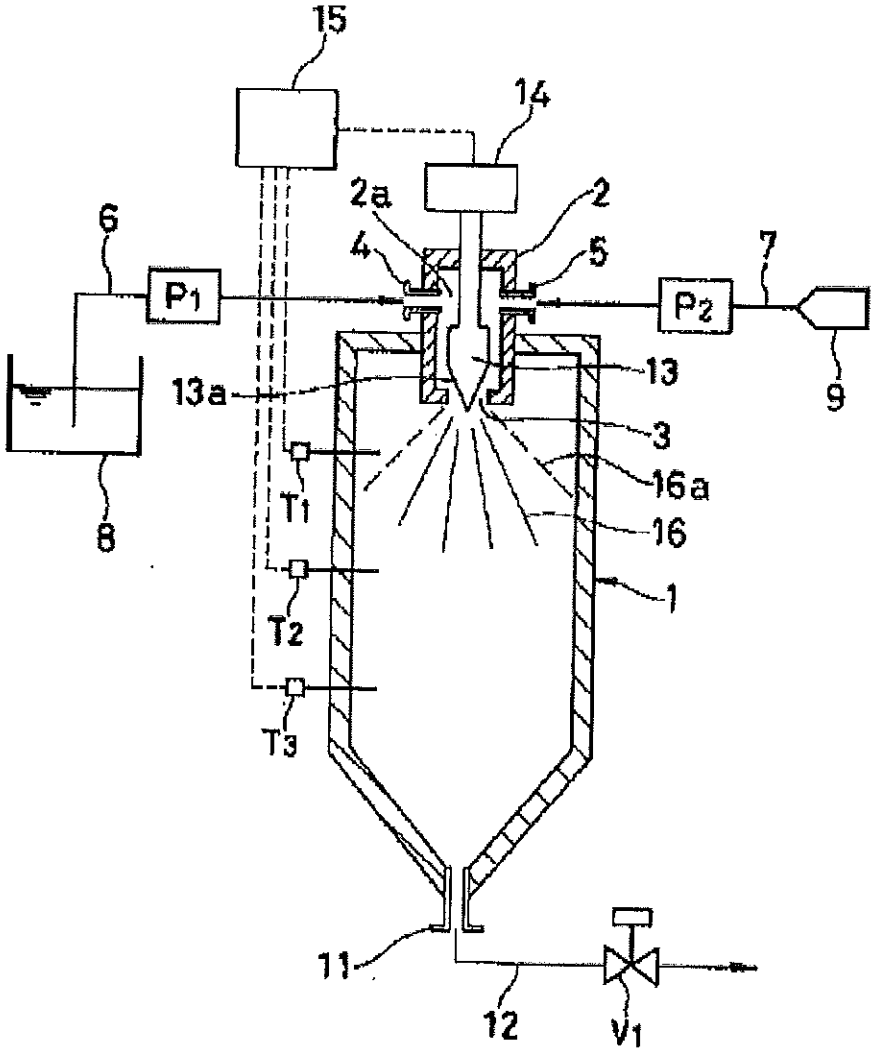
15
14
2a
2
6
4
5
7
P1
P2
13a
13
9
3
16a
8
T1
16
1
T2
T3
11
12
V1